平成２６年（フ）第１８号
石川県加賀市潮津町チの101番地
債務者　スナック・ピジョンこと　清水　　實
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２６年（フ）第２３号
石川県小松市長崎町５丁目170番地　フォーレン202、従前の住所石川県小松市浜佐美本町24番地
債務者　木村　延子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２６年（フ）第２６号
兵庫県伊丹市平松３丁目１番20号
債務者　神余　典子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２６年（フ）第６０号
兵庫県宝塚市川面３丁目12番13号
債務者　楠原　裕介
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２６年（フ）第８０号
北九州市小倉南区朽網西４丁目19番３―204号
債務者　奥田　千恵
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２６年（フ）第８５号
北九州市小倉北区下富野３丁目６番29号　コンフォートヒサノＡ棟201
債務者　田端真奈美（旧姓嶋村）
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２６年（フ）第１０９号
北九州市八幡西区則松２丁目４―９―412号、住民票上住所北九州市小倉南区徳力６丁目１番19―102号
債務者　井上　誠一
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２６年（フ）第２４号
佐賀県東松浦郡玄海町大字新田1576番地２
債務者　中山　順子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部
平成２５年（フ）第２３３６号
名古屋市名東区上社２丁目５番地　シャインスマイリー104号
債務者　松田　麻里（旧姓赤津）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第３０２号
名古屋市東区橦木町１丁目２番地　山吹マンション206号
債務者　玉城　美沙
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第３３５号
名古屋市西区山木２丁目108番地の２　コスモハイツⅡ202号
債務者　財部　克則
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第３７６号
名古屋市東区橦木町１丁目２番地　山吹マンション206号
債務者　玉城　　純
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第３８３号
名古屋市守山区幸心１―220　ラピスラズリ101号室、住民票上の住所名古屋市守山区幸心１丁目216番地　小島プラザ２号
債務者　萩原　千恵
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第４７号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2591番地６
債務者　藏滿　卓也
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部
平成２６年（フ）第５５号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2591番地６
債務者　藏滿美弥子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部
平成２６年（フ）第１０８号
北九州市八幡西区引野２丁目６番34号
債務者　藏本綾子こと　藏本あや子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２６年（フ）第１１４号
北九州市小倉南区下曽根２丁目７番16―305号
債務者　小山　晋弘
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部